平成２１年（フ）第１８４５号
広島市安佐北区落合５丁目21番14―102号
債務者　天野　光雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９６号
兵庫県三田市高次１丁目１番33―905号、住民票上の住所兵庫県三田市香下842番地１
債務者　上田　利昭
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成22年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５７号
新潟市北区太田甲5848番地６　ハウスミドリ201号、前住所新潟市北区高森303番地１　有限会社土工新潟
債務者　鵜飼　光男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　破産債権の届出期間　平成22年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８８２７号
大阪府高槻市安岡寺町５丁目46番19号
債務者　勢川　　博
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８２８号
大阪府茨木市東奈良２丁目15番504号
債務者　山上　　昱
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目６番18―206号、前住所埼玉県ふじみ野市市沢３丁目５番８―1103号
債務者　小林　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保坂　光彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９４号
埼玉県飯能市大字川寺493番地３
債務者　柏倉　政治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９５号
埼玉県飯能市大字川寺493番地３
債務者　柏倉　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９８号
埼玉県川越市大字寺尾702番地23
債務者　森本　百武
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９９号
埼玉県川越市大字寺尾702番地23
債務者　森本　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８８８８号
大阪市中央区十二軒町３番28号
債務者　佐貫多津子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　裕彦
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第６１６号
愛知県一宮市浅井町尾関字東本郷15番地・16番地上、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町尾関字東本郷12番地３
債務者　丹羽　奉昭
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５４７号
北海道亀田郡七飯町字大沼町429番地２
債務者　佐藤　貴哉
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
北海道久遠郡せたな町北檜山区若松530番地
債務者　小林　富子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５７４号
函館市中道１丁目35番14号
債務者　矢島　淳司
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
函館地方裁判所